

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月12日

【四半期会計期間】 第42期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社CSKホールディングス

【英訳名】 CSK HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中西 毅

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03 - 6438 - 3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 恭彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03 - 6438 - 3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 恭彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第41期 第2四半期 連結累計期間	第42期 第2四半期 連結累計期間	第41期 第2四半期 連結会計期間	第42期 第2四半期 連結会計期間	第41期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高	(百万円)	102,869	84,603	51,741	42,732	206,099
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	14,621	751	11,615	12,047	122,479
四半期(当期)純損失 ()	(百万円)	15,517	58,617	12,285	44,606	161,529
純資産額	(百万円)			173,324	15,475	25,247
総資産額	(百万円)			536,171	271,586	363,931
1株当たり純資産額	(円)			2,095.58	130.58	251.40
1株当たり四半期(当 期)純損失金額()	(円)	210.30	730.37	159.57	555.80	2,097.39
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利 益金額	(円)					
自己資本比率	(%)			31.4	3.9	5.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	25,237	2,084			5,715
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,515	1,163			12,398
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	17,864	4,807			6,681
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	(百万円)			46,288	37,594	33,882
従業員数	(名)			11,019	10,925	10,756

- (注) 1 上表のうち、百万円単位で記載している金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3 第41期第2四半期連結累計期間、第42期第2四半期連結累計期間、第41期第2四半期連結会計期間、第42期第2四半期連結会計期間及び第41期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社の連結子会社であるCSKファイナンス㈱（現社名 ゲン・キャピタル㈱）の全株式を平成21年9月30日付で売却したことにより、不動産証券化事業からの撤退が完了いたしました。なお、同社の連結子会社である㈱CVCビジネス、ゲン・アセット㈱、匿名組合43社及び他4社の連結子会社とともに連結範囲から除外しております。

これは、不動産証券化事業に係る「投資回収遅延、追加支出の可能性、追加の評価損の可能性」が「資金リスク」及び「自己資本毀損リスク」の要因となっていることから、同事業から撤退することが当社グループの再生にとって不可欠である、と判断したことによるものであります。

なお、これにより不動産証券化事業をはじめとする金融サービス事業から撤退いたしました。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 除外

主に不動産証券化事業を行っておりました当社の連結子会社CSKファイナンス㈱（現社名 ゲン・キャピタル㈱）は、平成21年9月30日付でACAプロパティーズ投資事業有限責任組合に譲渡されたため、同社の連結子会社である㈱CVCビジネス、ゲン・アセット㈱、匿名組合43社及び他4社の連結子会社とともに関係会社に該当しなくなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

(平成21年9月30日現在)

従業員数(名)	10,925 [2,510]
---------	-------------------

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 平均臨時従業員数は、[]内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成21年9月30日現在)

従業員数(名)	146
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員が当第2四半期会計期間において332名減少しておりますが、これは主に新卒採用者が当社グループ会社内へ配属されたためであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産の実績

当第2四半期連結会計期間における生産の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
情報サービス事業	35,535	27.3

(2) 受注の実績

当第2四半期連結会計期間における受注の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比 (%)
情報サービス事業	36,733	34.6	73,807	8.1

(3) 販売の実績

当第2四半期連結会計期間における販売の実績は以下のとおりであります。

「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)」に記載のとおり、当第2四半期連結会計期間より、金融サービス事業をその他の事業として表示しております。このため、前年同四半期比較については、前年同四半期実績値を変更後の区分に組み替えて表示しております。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
情報サービス事業	37,131	21.6
プリペイドカード事業	677	+6.6
証券事業	4,767	+42.3
その他の事業	155	61.8
合計	42,732	17.4

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 「(1) 生産の実績」の金額は、販売価格によっております。

3 「(1) 生産の実績」の情報サービス事業には、機器販売に係る仕入は含まれておりません。

4 「(1) 生産の実績」及び「(2) 受注の実績」は、当社及び連結子会社の総額を記載しております。

但し、「(1) 生産の実績」及び「(2) 受注の実績」には、当社グループ内の情報サービス事業における間接スタッフ業務の一部を請け負っている㈱CSKアドミニストレーションサービスの生産高・受注高・受注残高を含んでおりません。

5 「(3) 販売の実績」の各セグメントの販売高には、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。

なお、当第2四半期連結会計期間におけるプリペイドカード事業でのカードの発行高は、13,053百万円であり
ます。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

<不動産証券化事業に係るリスク>

不動産証券化事業については、全ての保有案件を速やかに売却するという方針のもと、前第4四半期以降、売却体制を強化し積極的に売却活動を進めておりましたが、昨年来の世界的信用不安に加え、非常に厳しい国内経済環境を背景に、不動産市場の急速な回復は期待できないことから、全案件の投資回収を早期に完了させることは困難な状況にありました。

また、不動産証券化事業のうち開発案件に関しては、一部は完成に向け建設工事等は継続しており、その進捗に応じた開発費用の拠出や契約等に基づく資金負担が必要となる可能性があり、稼働案件に関しても物件収益の悪化等に伴い契約等に基づく資金負担が必要となる可能性がありました。

加えて、不動産証券化事業に係る資産については、会計基準に準拠した適正価格にて評価しておりますが、不動産市況の急速な回復が見込めないことから、追加の評価損リスクが継続して存在しておりました。

これらの不動産証券化事業に係る「投資回収遅延、追加支出の可能性、追加の評価損の可能性」は、次の「資金リスク」及び「自己資本毀損リスク」の要因となっていることから、当社グループの再生にとって、当該不動産証券化事業に係るリスクの遮断が不可欠であり、今回の資本増強も当該リスクへの対応が主要な目的となっております。

<資金リスク>

不動産証券化事業の投資回収が想定どおり進まない中、開発案件等について追加の資金支出が必要となる可能性があり、これらの資金支出は通常の運転資金の確保及び金融機関からの借入金並びに社債及び新株予約権付社債の返済に影響を与えることを意味しておりました。このように不動産証券化事業の継続は、当社グループを資金リスクにさらすことを意味し、資金・財務面での信用力を低下させる要因になっておりました。

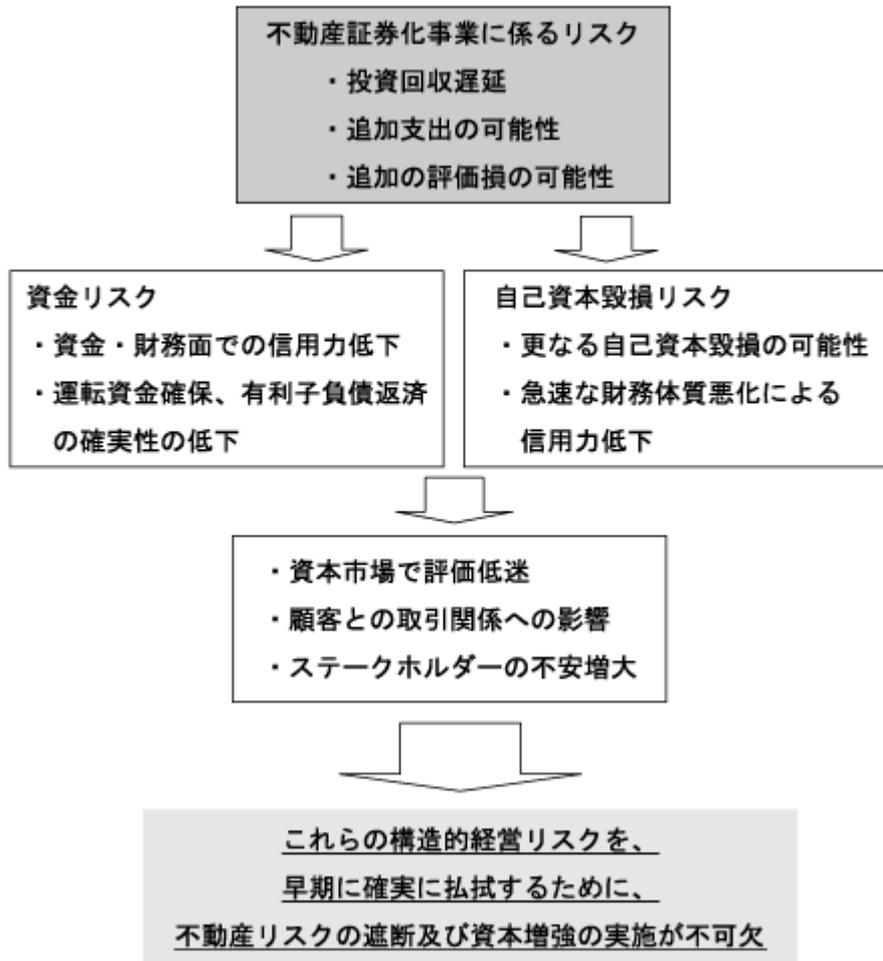
<自己資本毀損リスク>

不動産証券化事業に関し、不動産市況の急速な回復が見込めない中、売却が想定どおり進まないことを背景に追加の評価損リスクが継続して存在しておりました。当社グループの純資産は従前に比べ大幅に減少しておりますが、追加の評価損の発生や売却損により更に悪化する可能性があり、純資産の減少が資本市場における信用や事業取引における与信に影響を与えておりました。

資本増強の必要性

これらの3項目のリスクへの確に対処し、当社グループの中長期的な企業価値の改善を図るためには、当社の経営リスクの主要因である不動産証券化事業から撤退し、リスクを遮断すべきとの結論に至りました。

【資本増強の必要性の概要】



不動産リスクの遮断及び資本増強の実施内容は次のとおりであります。

1. 不動産リスクの遮断

当社グループにおいて不動産証券化事業を行うCSKファイナンス(株)(現社名 ゲン・キャピタル(株))の株式及び同社に対する貸付債権約1,200億円を、(同)ACAインベストメントの親会社であるACA(株)が無限責任組合員として管理・運営するACAプロパティーズ投資事業有限責任組合に総額約5億円で譲渡することで、不動産リスクの遮断を図りました。なお、短期的に売却の目処のある案件等、追加評価損のリスクが顕在化する可能性の低い資産等に係る貸付債権は譲渡せずに引き続き保有します。

2. A C A(株)による資本増強策

A C A(株)の100%子会社である(同)A C Aインベストメンツを引受先とする優先株式による約160億円の増資を実施いたしました。併せて、同社に対し新株予約権(払込金額の総額4億6,728万円、権利行使による払込金額の総額60億円)を発行いたしました。

3. 取引銀行4行による支援策

取引銀行4行には、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)、すなわち当社に対する貸付債権をもって出資の目的とする現物出資を行うことによる資本増強300億円の実施(優先株式の発行)、加えて取引銀行4行に対する総額500億円の短期借入債務の長期借入債務への借り換えの実施等について、「協定書」を締結し、当社再建に向けたご支援をいただきました。

4. 経営体制

今回の資本増強策の実施に際して、取締役及び監査役は平成21年9月30日付で全員辞任し、(同)A C Aインベストメンツの指名に基づき招聘する取締役4名及び監査役2名を含む新任役員9名(取締役6名及び監査役3名)が、新たに就任いたしました。

今回の資本増強により改善する財務状況を背景に、新経営体制のもとで、当社グループが長年培ってきた技術力・顧客基盤・人材等の経営資源を活かし、再建にむけた経営施策を推進してまいります。また、厳しい経済環境にも対応できる収益基盤の拡充、将来の成長性確保のための施策の推進が可能となり、その結果、当社グループの企業価値を中長期的に高めることになるものと考えております。

以上の4つの施策の実現に向け、平成21年9月29日付で臨時株主総会を開催し、全ての議案につきご承認を頂き、翌日9月30日付をもって議案の効力に関する必要な諸条件が充足され、不動産証券化事業に係るリスクを実質的に遮断し、併せて資金リスク及び自己資本毀損リスクを補う資本増強が完了いたしました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

次の文中における今後の事業戦略及び将来に関する記載は、当四半期報告書提出日の前月末現在における判断によるものであり、今後の経済環境及び経営状況によっては、変更になる可能性がありますのでご了承ください。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日～平成21年9月30日）のわが国経済は、一部に持ち直しが見られ、昨年来の急速な景況悪化の傾向の下げ止まりの様相が見られつつあるものの、企業収益の動向は厳しい局面を脱してはならず、また、雇用・所得環境の不透明感から個人消費は総じて弱含みであることなどから、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

情報サービス業界においては、企業収益の悪化から設備投資が抑制される傾向にあり、新規案件へのIT投資が抑制されるなど企業のIT投資意欲に後退が見られ、引き続き厳しい事業環境が続いております。

プリペイドカード業界では、経済環境の急激な悪化を受け法人需要が減少するなか、交通機関における共有ICカード等の非接触IC型電子マネーが急速に普及するなど競争環境が拡大している一方で、利用可能店舗の増加やギフトカード市場の拡大、エコポイントとの交換等、新たな需要も増加しております。

証券業界においては、国内景気への回復期待等を背景に日経平均株価は6月には8ヶ月ぶりに10,000円台にまで回復しましたが、その後、世界景気の先行き等に慎重な見方が根強いことなどから株価は足踏みを続けており、証券事業分野においては業績改善の傾向に期待が持てる状況に変化しつつあるものの、急速な回復は難しい状況となっております。

これらの経済環境等を背景に、当第2四半期連結会計期間の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、情報サービス事業においては、主に金融・保険業界や輸送用機器関連等の製造業向けを中心に減少し、22.8%の減収となりました。一方、プリペイドカード事業及び証券事業においては堅調に推移し、前年同四半期比で増収となるものの、連結全体としては427.3億円（前年同四半期比17.4%減）となりました。

営業利益は、情報サービス事業においてはコスト削減を推進したことにより、売上高減少による粗利益の減少を補い営業利益が24.5億円（前年同四半期比0.7%増）となりました。証券事業においては前期に実施したコスト構造の改善が功を奏し、当第2四半期連結会計期間は3.2億円の営業利益（前年同四半期28.1億円の営業損失）となりました。また不動産証券化事業からの撤退に伴い、当第2四半期連結会計期間より金融サービス事業から区分変更したその他の事業において、第1四半期連結会計期間で計上した、たな卸資産評価損の洗い替えによる戻入額111.2億円の計上があったこと、また前第2四半期連結会計期間の金融サービス事業において有価証券及び投資不動産において多額の評価損の計上等があったことから、連結全体では128.6億円の営業利益（前年同四半期120.2億円の営業損失）となりました。

経常利益は、営業利益に加えカード退蔵益等の営業外収益と資本増強のための株式交付費や支払手数料等の営業外費用の影響により120.4億円の経常利益（前年同四半期116.1億円の営業損失）となりました。

四半期純利益は、経常利益に加え投資有価証券売却益等の特別利益4.1億円、不動産証券化事業撤退損失等の特別損失570.8億円や法人税等により446.0億円の四半期純損失（前年同四半期122.8億円の四半期純損失）となりました。

<事業セグメント別の業績>

当社グループの「事業セグメントごとの提供サービスの概要」及び「セグメント別業績」は、次のとおりとなっております。

事業セグメント	提供サービス
情報サービス	テクノロジーサービス ⇒ システム開発・運用等のIT関連サービス
	ビジネスサービス ⇒ コンタクトセンター・BPO ^{(注)1} ・製品検証等のIT利用サービス
プリペイドカード	QUOカードの発行・決済等
証券	総合証券業
その他	株式等への投資、ベンチャーキャピタル事業等

）情報サービス事業

売上高は、テクノロジーサービスにおいては、主に金融・保険業界や電気・精密及び輸送用機器関連等の製造業向けシステム開発案件の減少等により減収となりました。ビジネスサービスにおいては、フルフィルメントサービス^{(注)2} 関連の売上高が増加いたしました。コンタクトセンターや製品検証サービス等の売上高が減少し、情報サービス全体の売上高は379.4億円（前年同四半期比22.8%減）となりました。

営業利益は、テクノロジーサービス、ビジネスサービス共に売上原価・販売費及び一般管理費の削減を行ったこと等により、売上高減少による粗利益の減少を補い営業利益が24.5億円（同0.7%増）となりました。

）プリペイドカード事業

店頭及びギフトによるカード発行量は共に前年よりも若干減少しましたが、売上高は機器の販売が貢献し7.1億円（前年同四半期比6.1%増）となりました。

営業利益は、機器の販売による粗利益の増加等により0.6億円（同16.8%増）となりました。なお、営業外収益としてカード退蔵益等を計上しており、当事業に関する経常利益は3.1億円（同2.9%増）となっております。

）証券事業

売上高は、国内景気への回復期待等を背景に日経平均株価も上昇基調となり、委託手数料等の受入手数料や株式及び債券のトレーディングに係る収益が増加し47.7億円（前年同四半期比42.2%増）となりました。

営業利益は、売上高の増加に加えて販売費及び一般管理費における取引関係費や事務費等を前年同期比で約16.3億円削減し、3.2億円（前年同四半期28.1億円の営業損失）となりました。

）その他の事業

当第2四半期連結会計期間より、不動産証券化事業からの撤退が完了したことに伴い、金融サービス事業をその他の事業として表示しております。そのため、前年同四半期比較にあたっては前第2四半期連結会計期間分を変更後の表示に組み替えて行っております。

売上高は、主に有価証券の売却益が減少し1.5億円（前年同四半期比61.8%減）となりました。

営業利益は、当第2四半期連結会計期間において第1四半期連結会計期間で計上した、たな卸資産評価損の洗い替えによる戻入額111.2億円の計上があったこと等により113.1億円の営業利益となりました。前第2四半期連結会計期間については有価証券及び投資不動産において多額の評価損の計上等があったことから、98.2億円の営業損失となっております。

(注) 1 BPO(Business Process Outsourcing)： 業務運用サービス。業務の効率性や品質向上にとどまらず、差別化を推進するために業務を外部委託すること

2 フルフィルメントサービス： 商品の受注処理から配送までのバックオフィス業務

上記の各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。なお、詳細については「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」をご参照ください。

(2) 財政状態の分析

< 資産 2,715.8億円（前連結会計年度末比 923.4億円（25.4%）減少）>

流動資産は、不動産証券化事業撤退に伴い、連結子会社であったCSKファイナンス(株)（現社名 ゲン・キャピタル(株)）に対する貸付金（その他）が217.3億円増加するも金融サービス運用資産が1,019.4億円減少したこと等により843.2億円減少いたしました。

固定資産は、子会社の連結除外等により有形固定資産が29.9億円減少したことや主に売却による投資有価証券の減少26.6億円等により、固定資産全体では80.2億円減少いたしました。

< 負債 2,561.1億円（同 825.7億円（24.4%）減少）>

負債は、当社における短期借入金300.0億円をデット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）により資本化したことや不動産証券化事業撤退に伴い金融サービス負債が410.1億円減少したこと等により負債合計では、825.7億円減少いたしました。

< 純資産 154.7億円（同 97.7億円（38.7%）減少）>

純資産は、デット・エクイティ・スワップにより300.0億円、(同)ACAインベストメンツを引受先とする第三者割当増資160.0億円により資本金及び資本剰余金がそれぞれ230.0億円増加するも、四半期純損失による利益剰余金が減少したこと等により97.7億円減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は次のとおりとなりました。

< 営業活動によるキャッシュ・フロー >

税金等調整前四半期純損失となるものの、不動産証券化事業撤退損失や証券業における流動資産・負債の増減額等により営業活動によるキャッシュ・フローは110.8億円（前年同四半期比183.0億円増加）となりました。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー >

投資有価証券の売却による収入等があるも、事務所設備の取得や事業に係る無形固定資産の取得及び投資有価証券の取得による支出等により投資活動によるキャッシュ・フローは 1.2億円（前年同四半期比35.5億円増加）となりました。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー >

短期借入債務の長期化に伴う内入弁済等が発生するも、株式発行による収入等により財務活動によるキャッシュ・フローは2.2億円（前年同四半期比131.8億円減少）となりました。

< 現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高 >

上述の各段階キャッシュ・フローに換算差額等が加わった結果、現金及び現金同等物の残高は第1四半期連結会計期間末から111.1億円増加し、375.9億円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

景気動向は、昨年来の急速な景況悪化の傾向に弱まりが見られたものの、企業収益の動向は厳しい局面を脱してはならず、また、雇用・所得環境の不透明感から個人消費は総じて弱含みであることなどから、依然として不透明な状況が継続しております。

このような環境のもと、当社グループは次の3つを重要な経営課題と位置付け、将来の成長を通じた企業価値の最大化に注力していく所存であります。

サービスプロバイダーに向けた取組み

情報サービス事業においては、グループ再編により確立された経営基盤を背景に、ITの特色を活用し、アセット（プラットフォーム）の構築・再利用や総合的なサービス展開により、業界・業務標準となる新しいビジネスの確立を目指します。

㈱CSKシステムズを中心に文教、金融、流通等の分野で、アセット（プラットフォーム）の構築・再利用を行い、営業展開を進めておりますが、今後は、この強みを最大限に活かし、特定領域に留まらないシステム全体に対するアプローチや、グループ外との協業やグループ連携に基づいた複合サービスによって、競合との差別化を進めてまいります。

証券事業においては、市場環境に左右されやすい証券業から脱却を図り「安定的に利益を計上」し、「継続的に成長・拡大」を目指すために、収益の源泉である預り資産の増加と低コスト体質の確立に取組み、戦力の強化・生産性の向上を図ってまいります。

経営の透明性確保について

当社グループは、企業や産業、そして社会全体の健全かつ持続的な成長を支えるサービスを提供し続けることにより、社会全体に貢献していく企業グループを目指しております。これらを実現する基本的な条件として、適切な内部統制及びコンプライアンスは不可欠と考え、会社法及び金融商品取引法の求める内部統制システムの構築・整備を着実に進めると同時に、グループ全体の取組みへと展開し、透明性の確保及びその維持・向上を継続的に推進してまいります。

CSKグループの再生に向けて

当社グループは、ステークホルダーの皆様の信頼と期待に応え、今後の業績及び財務体質を速やかに回復させるべく、前第4四半期から、事業リスクの低減（金融サービス事業の縮小及び資産・事業売却）、資本増強、資金・財務の安定化・借入金の長期化の検討、事業再構築（本業である情報サービス事業における事業撤退等も含む収益基盤の強化、徹底したコスト削減の実施）、ガバナンス体制の拡充（経営体制面の整備）に取り組んでまいりました。

上記の「CSKグループの再生に向けた取組み」は、いずれも今後の成長発展のために必要不可欠な事項であります。これらの背景には当社グループが抱える構造的な経営リスクとして、「不動産証券化事業に係るリスク」、「資金リスク」、「自己資本毀損リスク」の3項目がありました。

これらについては「不動産リスクの遮断」、「ACA(株)による資本増強策」、「取引銀行4項による支援策」、「経営体制」の以上4つの施策の実現により、不動産証券化事業に係るリスクを実質的に遮断し、併せて資金リスク及び自己資本毀損リスクを補う資本増強が完了いたしました。今後は、新経営体制のもと、当社グループが長年培ってきた技術力・顧客基盤・人材等の経営資源を活かし、当社グループの企業価値の向上に邁進してまいります。

当該施策の詳細につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

なお、今後の事業の運営に関しては、「お客様の満足を追求し、お客様に必要とされる企業グループであり続ける」ために、「システム開発」「ITマネジメント」「BPO」の技術・サービス・ビジネスモデルを含めた差別化戦略、個別のお客様に対するサービスだけでなく、お客様の業界を対象にした、さらには国内だけでなく国外にも目を向けたマーケット戦略、事業基盤を再構築するための事業構造改革・コスト構造改革などについて、検討を進めております。

事業基盤を再構築するための事業構造改革・コスト構造改革としては、下記の施策を実施する予定です。

<グループ再編>

) (株)CSKシステムズの再編

- 平成22年4月に(株)CSKシステムズ、(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSKシステムズ中部を統合
- ・統合による業務プロセスの効率化とコスト構造改革を推進
- ・システム開発事業を中心に、ITマネジメント事業、BPO事業の営業面での連携の要として情報サービス事業を牽引

<生産性向上>

) 下半期の取り組み

- ・上半期のコスト削減を継続的に実施するとともに、さらなるコスト削減策を実施
- 役員報酬の追加削減、幹部・一般社員の賞与月数の抑制など

) 来期以降に向けた取り組み

- 抜本的なコスト構造改革の推進
- ・原価低減策
- オフショア・地方拠点戦略の見直しなどを通じた外部委託費の見直し
- 事業分野別の生産性向上策の推進

- ・販管費削減

本社機能・スタッフ機能の見直し（本社機能の適正化・業務の重複の排除）

オフィス/拠点集約による賃料の抑制

組織・人材の強化策

- ・新人事制度の導入（ITスキルスタンダードを踏まえたスキル認定制度など）

- ・早期退職優遇制度（キャリア・オプション・プログラム）導入の検討

<営業力強化>

- ・住商情報システム(株)との提携の検討

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は0.2億円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等に係る変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	298,000,000
A種優先株式	15,000
B種優先株式	15,000
C種優先株式	227,273
D種優先株式	2,273
E種優先株式	5,000
F種優先株式	5,000
計	298,000,000 (注)

(注) 当社の発行可能種類株式総数の合計は298,269,546株ですが、当社の定款では発行可能株式総数は298,000,000株と定めております。

なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成21年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	80,290,414	80,290,414	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
A種優先株式	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注)2、3、4
B種優先株式	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注)2、3、5
C種優先株式	227,273	227,273	非上場	単元株式数 1株 (注)2、3、6
D種優先株式	2,273	2,273	非上場	単元株式数 1株 (注)2、3、7
E種優先株式	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注)2、3、8
F種優先株式	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注)2、3、9
計	80,559,960	80,559,960		

(注) 1 提出日現在発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 各種優先株式(C種優先株式を除く)については、株主総会における議決権を有しておりません。C種優先株式については、引受先である合同会社ACAインベストメンツが当社に対する資本注入を実施していること、また同社からの指名に基づく新任役員の招聘(新任役員については、「3 役員の状況(1) 新任役員」をご参照ください。)を実施していること等から、株主総会における議決権を有しております。なお、各種優先株式(C種優先株式を含む)の単元株式数については、これら株式が非上場株式であること等に鑑み、定款において1株と定めております。

3 各種優先株式について、会社法第322条第2項に関する定款の定めはありません。

4 A種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

a. A種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「A種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. A種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

(1) A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。

(2) A種優先株式の残余財産の分配順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

5. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

(1) 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当会社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするA種優先配当に係るA種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のA種優先株式についてのみ、当該A種優先株主の株式対価取得請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以外の株式対価取得請求に係るA種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るA種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるA種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、()当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったA種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、(i)給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、A種優先株式の発行後、下記本号 ．に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 ．の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 ．又は本号 ．に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 ．に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)、
調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2027年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

5 B種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) B種優先配当金

a. B種優先配当金の配当

当社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「B種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. B種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。
- (2) B種優先株式の残余財産の分配順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に劣後する。

5. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、当社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、金銭対価取得請求日における累積未払B種優先配当金(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2012年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするB種優先配当に係るB種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、()当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、() 給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は() 給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含まない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含まない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

1. 転換価額調整式

当社は、B種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 . の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

2. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号() の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 ii . の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P 価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P 価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

6 C種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) C種優先配当金

a. C種優先配当金の配当

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、C種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「C種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「C種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってC種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該C種優先中間配当の金額を控除した額をC種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、C種優先配当金額とC種優先中間配当の金額の合計額は1,100円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるC種優先配当以外には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. C種優先配当金の金額

C種優先配当金額は、C種優先株式の1株当たりの払込金額(11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、C種優先配当又はC種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

- (2) 非累積条項
ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がC種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (3) 非参加条項
C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 優先中間配当
当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式の1株当たりの払込金額(11,000円。ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「C種優先中間配当」という。)を行う。
 3. 残余財産の分配
 - (1) 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、11,000円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。C種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、C種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、C種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
 - (2) C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
 4. 優先順位
 - (1) C種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
 - (2) C種優先株式の残余財産の分配順位は、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。
 5. 議決権
C種優先株主は、株主総会において、1株を1単元とし、1単元につき1個の議決権を有する。
 6. 譲渡制限
譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
 7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
 - (2) 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。また、当社は、新株予約権無償割当てを行うときは、当社の取締役会が合理的に判断するところにより、普通株式及びC種優先株式の種類ごとに新株予約権無償割当てを行うことができる。
 8. 金銭を対価とする取得請求権
 - (1) 取得請求権の内容
C種優先株主は、当社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当社に対してC種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、C種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきC種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるC種優先株式1株当たりの取得価額は、11,000円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするC種優先配当に係るC種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくC種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がC種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するC種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるC種優先株式1株当たりの取得価額は、11,000円(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするC種優先配当に係るC種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

C種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がC種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()C種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったC種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のC種優先株式についてのみ、当該C種優先株主の株式対価取得請求に基づくC種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるC種優先株式以外の株式対価取得請求に係るC種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するC種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたC種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るC種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるC種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、()当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、C種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったC種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がC種優先株式の取得と引換えにC種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該C種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、C種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、C種優先株式の発行後、下記本号 ．に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 ．の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 ．又は本号 ．に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 ．に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合、調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくC種優先株式の株式対価取得請求日にC種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、C種優先株式の取得と引換えに、当該C種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、C種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

C種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、C種優先配当及びC種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

7 D種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) D種優先配当金

a. D種優先配当金の配当

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)又はD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、D種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「D種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「D種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってD種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該D種優先中間配当の金額を控除した額をD種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、D種優先配当金額とD種優先中間配当金の金額の合計額は110,000円(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるD種優先配当以外には、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. D種優先配当金の金額

D種優先配当金額は、D種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、D種優先配当又はD種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がD種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「D種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。D種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、D種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、D種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) D種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) D種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5. 議決権

D種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 譲渡制限

譲渡によるD種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、D種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、D種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

D種優先株主は、当社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当社に対してD種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、D種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきD種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるD種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするD種優先配当に係るD種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくD種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するD種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるD種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするD種優先配当に係るD種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

D種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当社がD種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったD種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のD種優先株式についてのみ、当該D種優先株主の株式対価取得請求に基づくD種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるD種優先株式以外の株式対価取得請求に係るD種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するD種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたD種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るD種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるD種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、()当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、D種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったD種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がD種優先株式の取得と引換えにD種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該D種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、D種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2011年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWA P 価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P 価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、D種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 . の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 . に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 ii. の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくD種優先株式の株式対価取得請求日にD種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、D種優先株式の取得と引換えに、当該D種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、D種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P 価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P 価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

D種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、D種優先配当及びD種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

8 E種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) E種優先配当金

a. E種優先配当金の配当

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、E種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「E種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってE種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該E種優先中間配当の金額を控除した額をE種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、E種優先配当金額とE種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるE種優先配当以外には、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. E種優先配当金の金額

E種優先配当金額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、E種優先配当又はE種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がE種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。E種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、E種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、E種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) E種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) E種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5. 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、E種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、E種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、当社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当社に対してE種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、E種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきE種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるE種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするE種優先配当に係るE種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1) 当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2) 本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくE種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当社がE種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するE種優先株式は、抽選、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるE種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするE種優先配当に係るE種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、2011年9月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当社がE種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったE種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のE種優先株式についてのみ、当該E種優先株主の株式対価取得請求に基づくE種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるE種優先株式以外の株式対価取得請求に係るE種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するE種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたE種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るE種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるE種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、()当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったE種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がE種優先株式の取得と引換えにE種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、E種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2012年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、E種優先株式の発行後、下記本号. に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号. の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号. 又は本号. に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号. に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。
調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。
調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号 ii . の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくE種優先株式の株式対価取得請求日にE種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、E種優先株式の取得と引換えに、当該E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P 価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P 価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

E種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、E種優先配当及びE種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

9 F種優先株式について定款で次のとおり定めております。

1. 優先配当金

(1) F種優先配当金

a. F種優先配当金の配当

当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、F種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「F種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってF種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該F種優先中間配当の金額を控除した額をF種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、F種優先配当金額とF種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当社は、上記に定めるF種優先配当以外には、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. F種優先配当金の金額

F種優先配当金額は、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、F種優先配当又はF種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円T I B O R (6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円T I B O R (6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円(6ヵ月物)トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円T I B O R (6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円T I B O R (6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円(6ヵ月物)ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円L I B O R (6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

- (2) 非累積条項
ある事業年度において、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がF種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (3) 非参加条項
F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
2. 優先中間配当
当社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先中間配当」という。)を行う。
 3. 残余財産の分配
 - (1) 当社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。F種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、F種優先株式及び同順位証券の所有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当社の残余財産の額を超える場合には、F種優先株式及び同順位証券の所有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
 - (2) F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。
 4. 優先順位
 - (1) F種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
 - (2) F種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に優先する。
 5. 議決権
F種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
 6. 譲渡制限
譲渡によるF種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
 7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当社は、F種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
 8. 金銭を対価とする取得請求権
 - (1) 取得請求権の内容
F種優先株主は、当社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当社に対してF種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、F種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきF種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式若しくはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくF種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するF種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、2013年3月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のF種優先株式についてのみ、当該F種優先株主の株式対価取得請求に基づくF種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるF種優先株式以外の株式対価取得請求に係るF種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するF種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたF種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るF種優先株式を当社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるF種優先株式の数を決する。

「剰余授權株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当社がF種優先株式の取得と引換えにF種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式数は、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、F種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2014年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記cに定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c. 転換価額の調整

・ 転換価額調整式

当社は、F種優先株式の発行後、下記本号 ．に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 ．の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 ．又は本号 ．に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

・ 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 上記本号 ．に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合、調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 ．に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

・転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

・転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授權株式数を上回る場合には、取得と引換えに当社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当社は、2029年10月1日以降の日で、当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授權株式数を超えない限度で、当社の普通株式を交付するのと引換えに、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、F種優先株式の取得と引換えに、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の各取引日のVWA P価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWA P価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

F種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、F種優先配当及びF種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権付社債

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成15年9月4日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	21,792 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,613,391 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,030.9 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成15年10月2日～ 平成23年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,030.9 資本組入額 3,016
新株予約権の行使の条件	当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も平成23年8月19日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであるため、本社債から分離譲渡できない。
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	21,792

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は165.812株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

2 平成21年9月8日開催の取締役会及び平成21年9月29日開催の臨時株主総会において決議いたしました、C種、D種、E種及びF種優先株式の発行、並びに第6回及び第7回新株予約権の発行に伴い、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の信託証書の規定に基づき、平成21年10月1日付で2,937.5円に調整しております。

会社法に基づく新株予約権付社債

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年7月27日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	35,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,940,257 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,892 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成25年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,892 資本組入額 2,946
新株予約権の行使の条件	平成25年9月27日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日まで、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時(期限の利益の喪失日を含まない)までとする。また、組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要な時は、当社が行使を停止する期間(当該期間は1ヶ月を超えないものとする)。その他、必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1ヶ月前までに必要な事項を公告した場合には、当該期間内は本新株予約権を行使することはできない。 各本新株予約権の一部については、行使請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は169.721株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

- 2 平成21年9月8日開催の取締役会及び平成21年9月29日開催の臨時株主総会において決議いたしました、C種、D種、E種及びF種優先株式の発行、並びに第6回及び第7回新株予約権の発行に伴い、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債要項の規定に基づき、平成21年10月1日付で2,816.8円に調整しております。

会社法に基づく新株予約権

第6回新株予約権(平成21年9月30日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	240,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125
新株予約権の行使期間	平成22年3月1日～ 平成23年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

- 2 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券

残存新株予約権に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

第7回新株予約権(平成21年9月30日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	240,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日～ 平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。

- 2 当会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券

残存新株予約権に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年9月30日	269,546	80,559,960	23,000	96,225	23,000	51,871

(注) 有償第三者割当増資を次のとおり実施しております。

- 1 デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)によるA種優先株式の発行
 - 発行株式数 15,000株
 - 発行価格 1株につき1,000,000円
 - 資本組入額 1株につき 500,000円
- 2 デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)によるB種優先株式の発行
 - 発行株式数 15,000株
 - 発行価格 1株につき1,000,000円
 - 資本組入額 1株につき 500,000円
- 3 C種優先株式の発行
 - 発行株式数 227,273株
 - 発行価格 1株につき11,000円
 - 資本組入額 1株につき 5,500円
- 4 D種優先株式の発行
 - 発行株式数 2,273株
 - 発行価格 1株につき1,100,000円
 - 資本組入額 1株につき 550,000円
- 5 E種優先株式の発行
 - 発行株式数 5,000株
 - 発行価格 1株につき1,100,000円
 - 資本組入額 1株につき 550,000円
- 6 F種優先株式の発行
 - 発行株式数 5,000株
 - 発行価格 1株につき1,100,000円
 - 資本組入額 1株につき 550,000円

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	5,083	6.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	3,912	4.87
C S Kグループ社員持株会	東京都港区南青山二丁目26-1	3,764	4.69
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	2,335	2.91
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7-3	1,991	2.48
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	1,977	2.46
財団法人大川科学技術財団設立準備委員会	東京都千代田区平河町二丁目5-7	1,510	1.88
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4-1	1,435	1.79
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	東京都品川区東品川二丁目3-14	1,051	1.31
CREDIT SUISSE SEC(EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	ONE CABOT SQUARE LONDON E14 4QJ, UK (東京都品川区東品川二丁目3-14)	841	1.05
合計		23,904	29.77

(注) 1 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者3名から平成21年6月4日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年5月29日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7-3	97	0.12
JP Morgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London EC2Y 5AJ, UK	255	0.32
Highbridge Capital Management LLC	9 West 57th Street 27th Floor New York, NY 10019, USA	118	0.15
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7-3	2,931	3.65
合計		3,403	4.22

(注) J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びJP Morgan Asset Management (UK) Limitedの保有株券等の数には、潜在株式がそれぞれ97千株、255千株含まれております。

- 2 J.P.Morgan Securities Ltd.及びその共同保有者3名から平成21年7月6日付で大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年6月30日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
J.P.Morgan Securities Ltd.	125 London Wall, London EC2Y 5AJ, UK	750	0.94
JP Morgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London EC2Y 5AJ, UK	353	0.44
Highbridge Capital Management LLC	9 West 57th Street 27th Floor New York, NY 10019, USA	86	0.11
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7 - 3	2,965	3.69
合計		4,155	5.15

(注) J.P.Morgan Asset Management (UK) Limitedの保有株券等の数には、潜在株式が353千株含まれております。

- 3 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者4名から平成21年7月6日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年6月29日現在で以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4 - 5	436	0.54
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4 - 1	1,902	2.37
Mitsubishi UFJ Securities International plc	6 Broadgate, London EC2M 2AA, UK	215	0.27
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4 - 5	1,457	1.81
合計		4,011	4.99

(注) Mitsubishi UFJ Securities International plcの保有株券等の数には、潜在株式が151千株含まれております。

- 4 野村證券株式会社及びその共同保有者4名から平成21年9月4日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年8月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9 - 1	606	0.76
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, St.Martin' s-le Grand London EC1A 4NP, UK	2,382	2.97
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 World Financial Center, Building B New York, N.Y. 10281-1198, USA	83	0.10
NOMURA HOLDING AMERICA Inc.	2 World Financial Center, Building B New York, N.Y. 10281-1198, USA		
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12 - 1	3,038	3.78
合計		6,110	7.61

(注) NOMURA INTERNATIONAL PLCの保有株券等の数には、潜在株式が16千株含まれております。

- 5 ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者2名から平成21年10月6日付で大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10-1	70	0.09
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London, EC4A 2BB, UK	4,267	5.04
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York 10004, USA	0	0.00
合計		4,338	5.10

(注) 当該大量保有報告書に記載されているGoldman Sachs International及びGoldman Sachs & Co.の保有株式数と保有潜在株式数の合計はそれぞれ4,586千株、1,722千株であります。共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものは上表の保有株券等の数からは控除されており、その内訳は、Goldman Sachs Internationalにおいては保有潜在株式318千株、Goldman Sachs & Co.においては保有株式1,404千株、保有潜在株式318千株であります。よって、当該大量保有報告書に記載されている両社の潜在株式はそれぞれ4,443千株、318千株であります。318千株は共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除され、上表の保有株券等の数に含まれております。

所有議決権数別

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
合同会社ACAインベストメンツ	東京都千代田区平河町二丁目16-15	227,273	22.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	50,834	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	39,126	3.84
CSKグループ社員持株会	東京都港区南青山二丁目26-1	37,645	3.70
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	23,358	2.29
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7-3	19,912	1.96
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	19,778	1.94
財団法人大川科学技術財団設立準備委員会	東京都千代田区平河町二丁目5-7	15,100	1.48
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4-1	14,354	1.41
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	東京都品川区東品川二丁目3-14	10,519	1.03
合計		457,899	44.98

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成21年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000		優先株式の内容は、「1.株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
	B種優先株式 15,000		
	D種優先株式 2,273		
	E種優先株式 5,000		
	F種優先株式 5,000		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,900		(注) 1
	(相互保有株式) 普通株式 23,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,077,700	普通株式 790,777	優先株式の内容は、「1.株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。 (注) 2
	C種優先株式 227,273	C種優先株式 227,273	
単元未満株式	普通株式 1,179,214		1単元(100株)未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	80,559,960		
総株主の議決権		1,018,050	

(注) 1 相互保有株式は、平成20年8月1日付の当社とコスモ証券株式会社との株式交換により当社が取得したものであり、保有は一時的なもので、相当の時期に処分される予定であります。

2 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれております。また「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が11個含まれております。

3 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式24株、コスモ証券株式会社保有の相互保有株式92株が含まれております。

【自己株式等】

(平成21年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社C S Kホールディングス	東京都港区南青山 二丁目26-1	9,900 (注) 1		9,900	0.01
(相互保有株式) コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区 今橋一丁目8-12	23,600 (注) 2		23,600	0.03
合計		33,500		33,500	0.04

(注) 1 このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株あります。

なお、当該株式数は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 このほか、株主名簿上はコスモ証券株式会社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が9,800株あります。

なお、当該株式数は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	629	562	586	501	493	457
最低(円)	243	392	398	344	395	306

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、以下のとおりです。

(1) 新任役員

役名	氏名 (生年月日)	略 歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
代表取締役 会 長	東 明 浩 (昭和36年9月23日生)	昭和61年4月 株式会社リクルート入社 平成12年1月 ウィット・キャピタル証券株式会社入社 平成14年2月 アントファクトリージャパン株式会社(現ア ント・キャピタル・パートナーズ株式会社) 入社 エーエフジェー・パートナーズ証券株式会 社代表取締役 平成16年9月 チェッカーモータース株式会社代表取締役 平成17年3月 アント・コーポレートアドバイザー株式 会社(現A C A株式会社)代表取締役社長(現 在) 平成18年5月 アントケアホールディングス株式会社代表 取締役社長 平成18年6月 株式会社本間ゴルフ代表取締役社長 日興アントファクトリー株式会社取締役専 務執行役員 平成20年10月 株式会社アルテディア取締役 平成21年4月 株式会社ウィーヴ取締役(現在) 平成21年6月 株式会社メディスコーポレーション代表取 締役社長 平成21年9月 当社代表取締役会長(現在) 平成21年10月 アントケアホールディングス株式会社取締 役会長(現在) (他の法人等の代表状況) A C A 株式会社代表取締役社長	(注) 3		平成21年 9月30日

役名	氏名 (生年月日)	略 歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
代表取締役 社長	中西 毅 (昭和31年9月13日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社ネットサービス事業本部長 平成14年6月 当社取締役ネットサービス事業本部長 平成15年6月 当社執行役員ネットサービス事業本部長 平成16年4月 当社常務執行役員ITO開発本部長 平成18年4月 株式会社CSKシステムズ常務執行役員中部グループ統括担当 平成19年4月 CSKシステムズ中部設立準備株式会社(現株式会社CSKシステムズ中部)代表取締役社長 平成20年4月 株式会社CSKシステムズ常務執行役員 平成21年3月 同社代表取締役社長(現在) 当社執行役員 希世軟件系統(上海)有限公司董事長(現在) 平成21年9月 当社代表取締役社長(現在) (他の法人等の代表状況) 株式会社CSKシステムズ代表取締役社長	(注) 3	4	平成21年 9月30日
取締役	熊崎 龍安 (昭和33年5月2日生)	昭和56年4月 当社入社 平成3年12月 CSKベンチャーキャピタル株式会社出向取締役 平成8年4月 当社参事 平成14年4月 当社経理本部長 平成16年2月 当社経理部長兼事業経理部長 平成16年4月 当社執行役員経理部長兼事業経理部長 平成17年2月 当社執行役員経理部長 平成18年4月 当社執行役員経理部長兼内部統制推進長 平成19年7月 当社執行役員経理部長 平成20年6月 コスモ証券株式会社専務取締役 平成21年1月 当社常務執行役員 平成21年4月 当社常務執行役員財務経理部長 平成21年6月 コスモ証券株式会社取締役(現在) 平成21年9月 当社取締役常務執行役員財務・経理管掌再生本部長(現在) 株式会社CSK CHINA CORPORATION代表取締役社長(現在) (他の法人等の代表状況) 株式会社CSK CHINA CORPORATION 代表取締役社長	(注) 3	10	平成21年 9月30日
取締役	堀江 聡寧 (昭和47年9月29日生)	平成8年4月 住友商事株式会社入社 平成17年4月 住商オートインベストメント株式会社取締役兼マネージングディレクター 平成19年9月 ウイルプラスホールディングス株式会社取締役(現在) 平成20年1月 メディア・キャピタル・パートナーズ株式会社取締役 平成20年7月 福岡クライスラー株式会社取締役(現在) 平成21年1月 アント・コーポレートアドバイザー株式会社(現ACA株式会社)マネージング・パートナー(現在) 平成21年4月 株式会社ウィーヴ取締役(現在) 平成21年8月 合同会社ACAインベストメンツ職務執行者(現在) 平成21年9月 当社取締役(現在)	(注) 3		平成21年 9月30日

役名	氏名 (生年月日)	略 歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
取締役	山崎 弘之 (昭和36年2月3日生)	昭和58年4月 住友商事株式会社入社 平成8年1月 米国フェニックスコア社Vice President (ニューヨーク) 平成11年1月 米国住友商事会社機電第一部門機械部長 (シカゴ) 平成12年11月 住友商事株式会社情報電子部企画マーケ ティング長 平成14年6月 住商エレクトロニクス株式会社監査役 平成21年4月 住友商事株式会社メディア・ライフスタイル 総括部参事(現在) 平成21年9月 当社取締役(現在)	(注) 3		平成21年 9月30日
取締役	近藤 勝重 (昭和21年4月19日生)	昭和44年11月 株式会社ダイエー入社 昭和63年7月 日本ドリーム観光株式会社専務取締役 平成2年6月 株式会社ダイエー事業開発本部長 平成4年6月 リクルートグループ・ファーストファイナ ンス株式会社常務取締役 平成12年9月 株式会社ダイエー・ホールディング・コー ポレーション代表取締役社長 平成12年10月 日本CFO協会専務理事 平成14年7月 株式会社TCブレインズ代表取締役会長 平成16年6月 日本CFO協会副理事長(現在) 平成17年6月 株式会社NSI取締役(現在) 平成18年4月 日本天然素材株式会社監査役(現在) 平成18年6月 三和デンタル株式会社監査役(現在) 平成21年7月 株式会社テンポスパスターズ取締役(現在) 平成21年9月 当社取締役(現在)	(注) 3		平成21年 9月30日
常勤監査役	播磨 昭彦 (昭和37年5月24日生)	昭和60年4月 株式会社加ト吉入社 昭和62年11月 当社入社 平成14年6月 当社監査室長 平成21年4月 当社監査室長兼特定プロジェクト担当部長 平成21年9月 当社常勤監査役(現在)	(注) 4		平成21年 9月30日
監査役	石川 岩雄 (昭和12年3月14日生)	昭和35年4月 玉塚證券株式会社入社 昭和43年11月 公認会計士深瀬事務所入所 昭和45年10月 公認会計士西谷遠藤共同事務所(現監査法人 トーマツ)入所 昭和61年10月 同社代表社員 平成7年5月 同社常務代表社員 平成14年3月 アントファクトリージャパン株式会社(現ア ント・キャピタル・パートナーズ株式会社) 監査役 平成15年5月 株式会社セキチュー監査役(現在) 平成20年3月 アライドテレシス株式会社取締役 平成20年12月 アント・コーポレートアドバイザー株式 会社(現ACA株式会社)監査役(現在) 平成21年3月 アライドテレシス株式会社監査役(現在) 平成21年9月 当社監査役(現在)	(注) 4		平成21年 9月30日

役名	氏名 (生年月日)	略 歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
監査役	下二井政信 (昭和21年11月16日生)	昭和45年4月 三菱重工業株式会社入社 昭和45年6月 三菱自動車工業株式会社転籍 平成8年10月 同社水島自動車製作所総務部長 平成9年10月 同社法務部長 平成12年2月 同社関連会社部長 平成13年6月 同社税務部長 平成15年4月 三菱自動車エンジニアリング株式会社転籍 平成15年6月 同社取締役 平成21年9月 当社監査役(現在)	(注) 4		平成21年 9月30日

- (注) 1 取締役山崎弘之氏及び近藤勝重氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役石川岩雄氏及び下二井政信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成21年9月30日の臨時株主総会后、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
4 監査役の任期は、平成21年9月30日の臨時株主総会后、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

(2)退任役員

役名	氏名	退任年月日
代表取締役	福山 義人	平成21年9月30日
取締役	鈴木 孝博	平成21年9月30日
取締役	広瀬 省三	平成21年9月30日
取締役	奥島 孝康	平成21年9月30日
取締役	和気 洋子	平成21年9月30日
常勤監査役	東 敬司	平成21年9月30日
監査役	峯岸 芳幸	平成21年9月30日
監査役	田中 克郎	平成21年9月30日

(ご参考)

当社は経営戦略決定の迅速化及び監督体制・業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、新たに平成21年9月30日付で以下のように執行役員の異動をしております。

(新任役員)

執行役員 鈴木 正彦
執行役員 田財 英喜

(退任役員)

常務執行役員 新堀 義之
常務執行役員 田村 拓
執行役員 中西 毅 (当社代表取締役社長就任)
執行役員 唐笠 弘

平成21年11月12日現在の執行役員の陣容は次のとおりであります。

常務執行役員 熊崎 龍安 財務・経理管掌、再生本部長
執行役員 石村 俊一 株式会社CSKサービスウェア代表取締役社長
執行役員 鈴木 正彦 総務・人事管掌、株式会社CSKシステムズ中部代表取締役社長
執行役員 谷原 徹 株式会社CSK-ITマネジメント代表取締役社長
執行役員 田財 英喜 企画・技術管掌、株式会社CSKシステムズ西日本代表取締役社長
執行役員 清水 康司 再生本部経営企画部長、財務部長

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当社の連結子会社で証券業を主たる事業とする会社の四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5 39,713	5 36,309
受取手形及び売掛金	19,870	27,680
有価証券	5 9,166	5 11,159
営業投資有価証券	3,971	2,144
たな卸資産	1, 4 4,113	1 4,146
未収還付法人税等	951	2,905
金融サービス運用資産	2 -	2, 5 101,940
証券業における預託金	27,770	26,810
証券業におけるトレーディング商品	5 5,824	5 6,859
証券業における信用取引資産	29,089	20,503
その他	5 52,465	5 28,606
投資損失引当金	-	46
貸倒引当金	8,659	419
流動資産合計	184,278	268,599
固定資産		
有形固定資産	3, 5 37,018	3 40,009
無形固定資産	5,763	6,626
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 5 32,258	5 34,925
その他	12,656	5 14,353
貸倒引当金	389	583
投資その他の資産合計	44,525	48,695
固定資産合計	87,307	95,331
資産合計	271,586	363,931

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,465	8,678
短期借入金	5 10,020	5 78,423
未払法人税等	1,204	1,347
カード預り金	5 50,332	5 50,761
賞与引当金	4,175	5,763
開発等損失引当金	4 1,162	1,836
解約違約金損失引当金	1,811	1,811
金融サービス負債	-	2, 5 41,016
証券業におけるトレーディング商品	336	542
証券業における信用取引負債	5 20,414	5 13,865
証券業における預り金及び受入保証金	36,740	33,121
その他	5 16,039	5 19,407
流動負債合計	147,703	256,575
固定負債		
社債	-	20,000
新株予約権付社債	56,792	56,792
長期借入金	5 47,500	-
退職給付引当金	207	274
役員退職慰労引当金	22	114
その他	3,205	4,056
固定負債合計	107,727	81,237
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	679	870
特別法上の準備金合計	679	870
負債合計	256,110	338,684
純資産の部		
株主資本		
資本金	96,225	73,225
資本剰余金	53,763	30,763
利益剰余金	138,931	80,313
自己株式	68	68
株主資本合計	10,989	23,607
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	509	990
為替換算調整勘定	-	2,440
評価・換算差額等合計	509	3,430
新株予約権	467	-
少数株主持分	4,528	5,070
純資産合計	15,475	25,247
負債純資産合計	271,586	363,931

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	102,869	84,603
売上原価	84,240	57,619
売上総利益	18,629	26,983
販売費及び一般管理費	¹ 34,298	¹ 27,460
営業損失()	15,668	477
営業外収益		
受取利息	62	21
受取配当金	287	168
カード返蔵益	468	519
その他	738	544
営業外収益合計	1,557	1,254
営業外費用		
支払利息	9	16
退職給付費用	130	130
株式交付費	-	465
支払手数料	-	599
その他	370	316
営業外費用合計	510	1,528
経常損失()	14,621	751
特別利益		
投資有価証券売却益	-	467
事業譲渡益	499	-
金融商品取引責任準備金戻入益	715	185
その他	276	570
特別利益合計	1,490	1,223
特別損失		
減損損失	1,922	-
事業再構築に係る損失	² 1,336	-
不動産証券化事業撤退損失	-	² 55,940
その他	1,180	2,858
特別損失合計	4,440	58,798
税金等調整前四半期純損失()	17,571	58,326
法人税、住民税及び事業税	1,469	778
法人税等還付税額	421	-
法人税等調整額	3,024	466
法人税等合計	1,976	311
少数株主損失()	77	20
四半期純損失()	15,517	58,617

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	51,741	42,732
売上原価	46,977	17,365 ₂
売上総利益	4,764	25,367
販売費及び一般管理費	16,788 ₁	12,499 ₁
営業利益又は営業損失()	12,023	12,867
営業外収益		
受取利息	49	9
受取配当金	31	9
カード退蔵益	235	229
その他	484	189
営業外収益合計	801	437
営業外費用		
支払利息	7	9
投資事業組合運用損	80	-
株式交付費	-	422
支払手数料	-	594
その他	303	230
営業外費用合計	392	1,257
経常利益又は経常損失()	11,615	12,047
特別利益		
投資有価証券売却益	209	319
事業譲渡益	499	-
その他	54	93
特別利益合計	763	412
特別損失		
減損損失	999	-
事業再構築に係る損失	1,269 ₂	-
金融商品取引責任準備金繰入額	1	1
不動産証券化事業撤退損失	-	55,940 ₃
その他	934	1,147
特別損失合計	3,203	57,088
税金等調整前四半期純損失()	14,056	44,629
法人税、住民税及び事業税	1,168	498
法人税等還付税額	421	-
法人税等調整額	2,624	523
法人税等合計	1,878	24
少数株主利益	107	2
四半期純損失()	12,285	44,606

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	17,571	58,326
減価償却費	3,282	2,785
減損損失	2,079	481
のれん償却額	550	88
引当金の増減額(は減少)及び前払年金費用 の増減額(は増加)	552	1,027
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	715	185
受取利息及び受取配当金	1,219	733
支払利息	842	2,145
不動産証券化事業撤退損失	-	46,733
売上債権の増減額(は増加)	4,734	7,805
たな卸資産の増減額(は増加)	2,024	32
仕入債務の増減額(は減少)	2,523	3,212
カード預り金の増減額(は減少)	1,386	429
営業投資有価証券の増減額(は増加)	617	130
金融サービス運用資産の増減額(は増加)	738	1,085
金融サービス負債の増減額(は減少)	12,611	-
証券業における預託金の増減額(は増加)	1,734	1,759
証券業におけるトレーディング商品(資産)の増減 額(は増加)	4,834	1,035
証券業における約定見返勘定(資産)の増減額 (は増加)	-	1,293
証券業における信用取引資産の増減額(は増加)	10,142	8,585
証券業における有価証券担保貸付金の増減額 (は増加)	2,806	200
証券業におけるトレーディング商品(負債)の増減 額(は減少)	2,845	205
証券業における信用取引負債の増減額(は減少)	1,813	6,548
証券業における預り金及び受入保証金の増減額 (は減少)	2,504	3,619
その他	5,131	1,918
小計	26,962	2,400
利息及び配当金の受取額	1,264	777
利息の支払額	725	2,209
法人税等の還付額	1,185	1,747
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,237	2,084

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入・払戻(純額)	488	470
有価証券の売却・取得による収入・支出(純額)	1,870	-
有形固定資産の取得による支出	3,034	1,363
無形固定資産の取得による支出	3,706	942
投資有価証券の取得による支出	6,925	2,110
投資有価証券の売却による収入	5,718	6,031
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	314
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	543
その他	73	249
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,515	1,163
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	19,030	40,853
長期借入れによる収入	-	50,000
社債の償還による支出	-	20,000
株式の発行による収入	-	16,000
配当金の支払額	1,409	-
新株予約権の発行による収入	-	467
その他	243	806
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,864	4,807
現金及び現金同等物に係る換算差額	24	175
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12,912	3,711
現金及び現金同等物の期首残高	59,200	33,882
現金及び現金同等物の四半期末残高	46,288	37,594

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

(1) 連結の範囲の変更

津山証券(株)は第1四半期連結会計期間に全株式を売却したことに伴い連結子会社から除外しております。
(株)CSKマーケティング、(株)CSKコミュニケーションズ、(株)島根CSK、(株)岩手CSK、(株)大分CSK、(株)北九州CSKについては、(株)CSKサービスウェア(旧社名(株)サービスウェア・コーポレーション)を存続会社とする吸収合併により、当第2四半期連結会計期間に解散しております。また、CSKファイナンス(株)(現社名 ゲン・キャピタル(株))は、当第2四半期連結会計期間に全株式を売却したため、同社の連結子会社である(株)VCビジネス、ゲン・アセット(株)、匿名組合43社及び他4社の連結子会社とともに連結子会社から除外しております。

(2) 変更後の連結子会社数 30社

2 会計処理の原則及び手続の変更

(1) 工事契約に関する会計基準の適用

請負契約に係る収益の計上については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した請負契約から、当第2四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、当第2四半期連結累計期間の売上高は514百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ118百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間

(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

(四半期連結損益計算書)

- 1 前第2四半期連結累計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」(前第2四半期連結累計期間30百万円)は、営業外費用の総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間においては区分掲記しております。
- 2 前第2四半期連結累計期間において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前第2四半期連結累計期間209百万円)は、特別利益の総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結累計期間においては区分掲記しております。
- 3 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別利益の「事業譲渡益」(当第2四半期連結累計期間180百万円)は、特別利益の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間においては、特別利益の「その他」に含めて表示しております。
- 4 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました特別損失の「減損損失」(当第2四半期連結累計期間481百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結累計期間においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「有価証券の売却・取得による収入・支出(純額)」(当第2四半期連結累計期間0百万円)は、その重要性が低くなったことから、当第2四半期連結累計期間においては、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
- 2 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました財務活動によるキャッシュ・フローの「配当金の支払額」(当第2四半期連結累計期間11百万円)は、その重要性が低くなったことから、当第2四半期連結累計期間においては、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
- 3 前第2四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「証券業における約定見返勘定(資産)の増減額(は増加)」(前第2四半期連結累計期間912百万円)は、その重要性が高くなったことから、当第2四半期連結累計期間においては、区分掲記しております。
- 4 前第2四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「長期借入れによる収入」(前第2四半期連結累計期間52百万円)は、その重要性が高くなったことから、当第2四半期連結累計期間においては、区分掲記しております。
- 5 前第2四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「株式の発行による収入」(前第2四半期連結累計期間1百万円)は、その重要性が高くなったことから、当第2四半期連結累計期間においては、区分掲記しております。

当第2四半期連結会計期間

(自平成21年7月1日
至平成21年9月30日)

(四半期連結貸借対照表)

- 1 前第2四半期連結会計期間において区分掲記しておりました無形固定資産の「のれん」(当第2四半期連結会計期間319百万円)は、その重要性が低くなったことから、当第2四半期連結会計期間においては、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書)

- 1 前第2四半期連結会計期間において区分掲記しておりました営業外費用の「投資事業組合運用損」(当第2四半期連結会計期間60百万円)は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前第2四半期連結会計期間において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」(前第2四半期連結会計期間18百万円)は、営業外費用の総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間においては区分掲記しております。
- 3 前第2四半期連結会計期間において区分掲記しておりました特別損失の「減損損失」(当第2四半期連結会計期間22百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下となったため、当第2四半期連結会計期間においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)																																				
<p>1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">595百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">3,486百万円</td> </tr> </table> <p>2 金融サービス事業からの撤退に伴い、当第2四半期連結会計期間末残高5,007百万円を流動資産の「金融サービス運用資産」から投資その他の資産の「投資有価証券」に振り替えております。</p> <p>3 有形固定資産の減価償却累計額 18,774百万円</p> <p>4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開発等損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、開発等損失引当金に対応する額は289百万円(仕掛品)であります。</p> <p>5 担保資産</p> <p>(1) 以下の資産は短期借入金4,370百万円、長期借入金47,500百万円、証券業における信用取引負債13,304百万円、流動負債その他(未払金)1,209百万円の担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,775百万円</td> </tr> <tr> <td>証券業における トレーディング商品</td> <td style="text-align: right;">951百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(土地)</td> <td style="text-align: right;">6,716百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産(建物及び構築物)</td> <td style="text-align: right;">9,070百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">722百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">19,236百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券のうち担保に供されているものが322百万円(四半期末時価)あります。</p> <p>また、当社が保有する子会社株式のうち担保に供されているものが71,203百万円(個別財務諸表上の帳簿価額)あります。なお、このうち連結子会社株式71,008百万円は連結上相殺消去されております。</p>	商品	595百万円	仕掛品	3,486百万円	現金及び預金	1,775百万円	証券業における トレーディング商品	951百万円	有形固定資産(土地)	6,716百万円	有形固定資産(建物及び構築物)	9,070百万円	投資有価証券	722百万円	合計	19,236百万円	<p>1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">1,108百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">3,000百万円</td> </tr> </table> <p>2 金融サービス運用資産のうち主要なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">匿名組合への出資</td> <td style="text-align: right;">19,493百万円</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td style="text-align: right;">3,457百万円</td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td style="text-align: right;">62,612百万円</td> </tr> </table> <p>株式の中には時価のある株式が579百万円含まれております。</p> <p>金融サービス負債のうち主要なものは次のとおりであります。</p> <p>短期借入金(責任財産限定型債務(ノンリコースローン)を含む)</p> <p style="text-align: right;">38,001百万円</p> <p>金融サービス運用資産の不動産及び金融サービス負債の短期借入金は連結子会社である匿名組合の資産・負債であります。</p> <p>3 有形固定資産の減価償却累計額 18,251百万円</p> <p>4</p> <p>5 担保資産</p> <p>(1) 以下の資産は短期借入金3,570百万円、金融サービス負債37,374百万円、証券業における信用取引負債6,005百万円、流動負債その他(未払金)1,308百万円の担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">1,200百万円</td> </tr> <tr> <td>金融サービス運用資産</td> <td style="text-align: right;">36,108百万円</td> </tr> <tr> <td>証券業における トレーディング商品</td> <td style="text-align: right;">351百万円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">5,962百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">43,622百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券のうち担保に供されているものが228百万円(期末時価)あります。</p>	商品	1,108百万円	仕掛品	3,000百万円	匿名組合への出資	19,493百万円	株式	3,457百万円	不動産	62,612百万円	現金及び預金	1,200百万円	金融サービス運用資産	36,108百万円	証券業における トレーディング商品	351百万円	投資有価証券	5,962百万円	合計	43,622百万円
商品	595百万円																																				
仕掛品	3,486百万円																																				
現金及び預金	1,775百万円																																				
証券業における トレーディング商品	951百万円																																				
有形固定資産(土地)	6,716百万円																																				
有形固定資産(建物及び構築物)	9,070百万円																																				
投資有価証券	722百万円																																				
合計	19,236百万円																																				
商品	1,108百万円																																				
仕掛品	3,000百万円																																				
匿名組合への出資	19,493百万円																																				
株式	3,457百万円																																				
不動産	62,612百万円																																				
現金及び預金	1,200百万円																																				
金融サービス運用資産	36,108百万円																																				
証券業における トレーディング商品	351百万円																																				
投資有価証券	5,962百万円																																				
合計	43,622百万円																																				

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)																																														
<p>「第2 事業の状況 2 事業等のリスク 資本増強の必要性 3 .取引銀行4行による支援策」に記載のとおり、資本増強の一環として取引銀行4行と「シンジケートローン契約書」を締結し、50,000百万円を長期借入金へ借り換えを実施しておりますが、うち2,500百万円については一年内返済予定長期借入金(短期借入金)として、残りの47,500百万円については長期借入金として上記担保債務に含まれております。</p> <p>なお、当該シンジケートローン契約書における借り換え債務に供している担保資産は、土地、建物及び構築物、子会社株式であります。</p> <p>(2) 前払式証券の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金として、有価証券8,738百万円、流動資産「その他」(差入保証金)8,619百万円、投資有価証券12,256百万円を供託しております。</p> <p>(3)</p> <p>(4) 投資有価証券を先物取引差入証拠金の代用として434百万円、信用取引の自己融資見返り株券を先物取引差入証拠金の代用として436百万円を差入しております。</p> <p>(5) 担保等として差入をした有価証券の時価額(上記(1)に属するものを除く)は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="188 981 730 1182"> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>7,352百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>12,961百万円</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸付けた有価証券</td> <td>607百万円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金代用有価証券</td> <td>1,150百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,903百万円</td> </tr> </table> <p>(6) 差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="188 1249 730 1384"> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>22,327百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>3,230百万円</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券</td> <td>43,173百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>533百万円</td> </tr> </table> <p>6 保証債務</p> <p>当社の貸付先会社が投資している特定目的会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。</p> <table border="0" data-bbox="188 1529 730 1563"> <tr> <td>ポータウン特定目的会社</td> <td>3,507百万円</td> </tr> </table>	信用取引貸証券	7,352百万円	信用取引借入金の本担保証券	12,961百万円	消費貸借契約により貸付けた有価証券	607百万円	差入保証金代用有価証券	1,150百万円	その他	6,903百万円	信用取引貸付金の本担保証券	22,327百万円	信用取引借証券	3,230百万円	受入保証金代用有価証券	43,173百万円	その他	533百万円	ポータウン特定目的会社	3,507百万円	<p>(2) 前払式証券の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金として、有価証券10,780百万円、流動資産「その他」(差入保証金)3,977百万円、投資有価証券13,182百万円を供託しております。</p> <p>(3) 宅地建物取引業法第25条に基づく営業保証金として投資その他の資産「その他」(差入保証金)10百万円を供託しております。</p> <p>(4) トレーディング商品を先物取引差入証拠金の代用として300百万円、信用取引の自己融資見返り株券を先物取引差入証拠金の代用として625百万円を差入しております。</p> <p>(5) 担保等として差入をした有価証券の時価額(上記(1)に属するものを除く)は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="818 981 1361 1182"> <tr> <td>信用取引貸証券</td> <td>8,235百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借入金の本担保証券</td> <td>5,710百万円</td> </tr> <tr> <td>消費貸借契約により貸付けた有価証券</td> <td>2,634百万円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金代用有価証券</td> <td>448百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,846百万円</td> </tr> </table> <p>(6) 差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="818 1249 1361 1384"> <tr> <td>信用取引貸付金の本担保証券</td> <td>13,935百万円</td> </tr> <tr> <td>信用取引借証券</td> <td>4,151百万円</td> </tr> <tr> <td>受入保証金代用有価証券</td> <td>38,515百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>546百万円</td> </tr> </table> <p>6 保証債務</p> <p>当社の子会社が投資している特定目的会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。</p> <table border="0" data-bbox="818 1496 1361 1675"> <tr> <td>ダイコク・ディストリビューションセンター特定目的会社()</td> <td>5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>ポータウン特定目的会社</td> <td>3,802百万円</td> </tr> <tr> <td>エルス特定目的会社</td> <td>2,700百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,502百万円</td> </tr> </table> <p>契約により、当社の子会社と他の共同スポンサーの間の内部負担割合は50%(2,500百万円)となっております。</p>	信用取引貸証券	8,235百万円	信用取引借入金の本担保証券	5,710百万円	消費貸借契約により貸付けた有価証券	2,634百万円	差入保証金代用有価証券	448百万円	その他	4,846百万円	信用取引貸付金の本担保証券	13,935百万円	信用取引借証券	4,151百万円	受入保証金代用有価証券	38,515百万円	その他	546百万円	ダイコク・ディストリビューションセンター特定目的会社()	5,000百万円	ポータウン特定目的会社	3,802百万円	エルス特定目的会社	2,700百万円	合計	11,502百万円
信用取引貸証券	7,352百万円																																														
信用取引借入金の本担保証券	12,961百万円																																														
消費貸借契約により貸付けた有価証券	607百万円																																														
差入保証金代用有価証券	1,150百万円																																														
その他	6,903百万円																																														
信用取引貸付金の本担保証券	22,327百万円																																														
信用取引借証券	3,230百万円																																														
受入保証金代用有価証券	43,173百万円																																														
その他	533百万円																																														
ポータウン特定目的会社	3,507百万円																																														
信用取引貸証券	8,235百万円																																														
信用取引借入金の本担保証券	5,710百万円																																														
消費貸借契約により貸付けた有価証券	2,634百万円																																														
差入保証金代用有価証券	448百万円																																														
その他	4,846百万円																																														
信用取引貸付金の本担保証券	13,935百万円																																														
信用取引借証券	4,151百万円																																														
受入保証金代用有価証券	38,515百万円																																														
その他	546百万円																																														
ダイコク・ディストリビューションセンター特定目的会社()	5,000百万円																																														
ポータウン特定目的会社	3,802百万円																																														
エルス特定目的会社	2,700百万円																																														
合計	11,502百万円																																														

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)																												
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>従業員給料及び手当</td> <td>10,098百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>2,097百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>619百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>4,438百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>2,867百万円</td> </tr> </table> <p>2 事業再構築に係る損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>固定資産除却損</td> <td>620百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>156百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>559百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,336百万円</td> </tr> </table>	従業員給料及び手当	10,098百万円	賞与引当金繰入額	2,097百万円	退職給付費用	619百万円	支払手数料	4,438百万円	地代家賃	2,867百万円	固定資産除却損	620百万円	減損損失	156百万円	その他	559百万円	合計	1,336百万円	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>従業員給料及び手当</td> <td>9,136百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,362百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>589百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>3,649百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>3,166百万円</td> </tr> </table> <p>2 不動産証券化事業撤退損失は、主に連結子会社であったCSKファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル㈱)の株式及び同社に対する貸付金の譲渡に伴う損失41,837百万円及び同社に対して引き続き保有する一部の貸付金に対して計上した貸倒引当金繰入額8,205百万円であります。</p>	従業員給料及び手当	9,136百万円	賞与引当金繰入額	1,362百万円	退職給付費用	589百万円	支払手数料	3,649百万円	地代家賃	3,166百万円
従業員給料及び手当	10,098百万円																												
賞与引当金繰入額	2,097百万円																												
退職給付費用	619百万円																												
支払手数料	4,438百万円																												
地代家賃	2,867百万円																												
固定資産除却損	620百万円																												
減損損失	156百万円																												
その他	559百万円																												
合計	1,336百万円																												
従業員給料及び手当	9,136百万円																												
賞与引当金繰入額	1,362百万円																												
退職給付費用	589百万円																												
支払手数料	3,649百万円																												
地代家賃	3,166百万円																												

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)																														
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>従業員給料及び手当</td> <td>4,930百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>1,060百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>277百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>2,226百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>1,428百万円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>451百万円</td> </tr> </table> <p>2 事業再構築に係る損失の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>固定資産除却損</td> <td>596百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>156百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>516百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,269百万円</td> </tr> </table> <p>3</p>	従業員給料及び手当	4,930百万円	賞与引当金繰入額	1,060百万円	退職給付費用	277百万円	支払手数料	2,226百万円	地代家賃	1,428百万円	のれん償却額	451百万円	固定資産除却損	596百万円	減損損失	156百万円	その他	516百万円	合計	1,269百万円	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>従業員給料及び手当</td> <td>4,416百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>416百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>264百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>1,727百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>1,557百万円</td> </tr> </table> <p>2 売上原価には、第1四半期連結会計期間で計上した、たな卸資産評価損の戻入額11,125百万円が含まれております。</p> <p>3 不動産証券化事業撤退損失は、主に連結子会社であったCSKファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル㈱)の株式及び同社に対する貸付金の譲渡に伴う損失30,858百万円及び同社に対して引き続き保有する一部の貸付金に対して計上した貸倒引当金繰入額8,205百万円であります。</p>	従業員給料及び手当	4,416百万円	賞与引当金繰入額	416百万円	退職給付費用	264百万円	支払手数料	1,727百万円	地代家賃	1,557百万円
従業員給料及び手当	4,930百万円																														
賞与引当金繰入額	1,060百万円																														
退職給付費用	277百万円																														
支払手数料	2,226百万円																														
地代家賃	1,428百万円																														
のれん償却額	451百万円																														
固定資産除却損	596百万円																														
減損損失	156百万円																														
その他	516百万円																														
合計	1,269百万円																														
従業員給料及び手当	4,416百万円																														
賞与引当金繰入額	416百万円																														
退職給付費用	264百万円																														
支払手数料	1,727百万円																														
地代家賃	1,557百万円																														

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)																								
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>51,495百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>14,072百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65,567百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金</td> <td>5,492百万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など</td> <td>13,786百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>46,288百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	51,495百万円	有価証券勘定	14,072百万円	計	65,567百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金	5,492百万円	償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など	13,786百万円	現金及び現金同等物	46,288百万円	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>39,713百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td>9,166百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>48,880百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金</td> <td>2,546百万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など</td> <td>8,738百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>37,594百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	39,713百万円	有価証券勘定	9,166百万円	計	48,880百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金	2,546百万円	償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など	8,738百万円	現金及び現金同等物	37,594百万円
現金及び預金勘定	51,495百万円																								
有価証券勘定	14,072百万円																								
計	65,567百万円																								
預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金	5,492百万円																								
償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など	13,786百万円																								
現金及び現金同等物	46,288百万円																								
現金及び預金勘定	39,713百万円																								
有価証券勘定	9,166百万円																								
計	48,880百万円																								
預入期間が3ヶ月を超える定期預金又は担保差入の定期預金	2,546百万円																								
償還期間が3ヶ月を超える公社債投資信託及び国債など	8,738百万円																								
現金及び現金同等物	37,594百万円																								

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	80,290,414
A種優先株式(株)	15,000
B種優先株式(株)	15,000
C種優先株式(株)	227,273
D種優先株式(株)	2,273
E種優先株式(株)	5,000
F種優先株式(株)	5,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	33,616

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	第6回新株予約権 (平成21年9月30日発行)	普通株式	24,000,000	171
	第7回新株予約権 (平成21年9月30日発行)	普通株式	24,000,000	295
合計			48,000,000	467

(注)新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していない新株予約権の残高は467百万円であります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成21年9月29日に開催された臨時株主総会決議に基づき、平成21年9月30日付で主要取引銀行4行へのデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)による優先株式の発行、及び(同)ACAインベストメントを引受先とする優先株式の発行を実施いたしました。この結果、当第2四半期連結会計期間において、資本金及び資本剰余金がそれぞれ23,000百万円増加しており、当第2四半期連結会計期間末の資本金が96,225百万円、資本剰余金が53,763百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

区分	情報サービス事業 (百万円)	金融サービス事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイドカード事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	47,348	408	3,349	635	51,741		51,741
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,815	0	3	37	1,857	(1,857)	
計	49,164	408	3,353	673	53,599	(1,857)	51,741
営業費用	46,729	10,235	6,168	613	63,747	17	63,765
営業利益又は営業損失()	2,434	9,826	2,815	59	10,148	1,875	12,023

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業 システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事業、コンピュータビルの工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

金融サービス事業 投資事業組合・匿名組合・不動産・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業務等

証券事業 証券業、証券業付随業務等

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は3,630百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

区分	情報サービス事業 (百万円)	プリペイドカード事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	37,131	677	4,767	155	42,732		42,732
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	816	36	3	0	856	(856)	
計	37,947	714	4,770	156	43,589	(856)	42,732
営業費用	35,495	644	4,441	11,158	29,423	441	29,864
営業利益	2,451	69	329	11,314	14,165	1,297	12,867

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業	システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事業、コンピュータビルの工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業
プリペイドカード事業	プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業
証券事業	証券業、証券業付随業務等
その他の事業	投資事業組合・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等

- 2 その他の事業の営業費用には、第1四半期連結会計期間で計上した、たな卸資産評価損の洗い替えによる戻入額11,125百万円が含まれております。
- 3 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,316百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。
- 4 会計処理の方法の変更
「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間に着手した請負契約から、当第2四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しております。
これにより、当第2四半期連結会計期間における情報サービス事業の売上高は346百万円増加し、営業利益は82百万円増加しております。
- 5 不動産証券化事業をはじめとする金融サービス事業からの撤退に伴い、当第2四半期連結会計期間より、同事業をその他の事業として表示しております。これにより、当第2四半期連結会計期間におけるその他の事業の売上高は156百万円増加し、営業利益は11,314百万円増加しております。それに併せて事業区分の記載順番の見直しを行ない、当第2四半期連結会計期間より「情報サービス事業」、「プリペイドカード事業」、「証券事業」、「その他の事業」の順番に変更いたしました。
- 6 当第2四半期連結会計期間において、CSKファイナンス(株)(現社名 ゲン・キャピタル(株))及び同社の連結子会社である(株)CVCBビジネス、ゲン・アセット(株)、匿名組合43社並びに他4社の連結子会社を連結の範囲から除外したことにより、金融サービス事業における資産の金額が、前連結会計年度と比べ103,664百万円減少しております。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

区分	情報サービス事業 (百万円)	金融サービス事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイドカード事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	92,155	1,273	8,141	1,300	102,869		102,869
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,361	1	4	76	3,443	(3,443)	
計	95,517	1,274	8,145	1,376	106,313	(3,443)	102,869
営業費用	91,368	13,380	12,363	1,249	118,361	176	118,538
営業利益又は営業損失()	4,148	12,105	4,217	126	12,047	3,620	15,668

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業 システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事業、コンピュータビルの工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

金融サービス事業 投資事業組合・匿名組合・不動産・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等

証券事業 証券業、証券業付随業務等

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は6,997百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

区分	情報サービス事業 (百万円)	プリペイドカード事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	72,684	1,363	9,860	694	84,603		84,603
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,837	74	7	0	1,920	(1,920)	
計	74,522	1,438	9,867	695	86,523	(1,920)	84,603
営業費用	71,343	1,302	8,969	2,207	83,823	1,256	85,080
営業利益又は営業損失()	3,178	135	897	1,512	2,699	3,177	477

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業 システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリ、コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事業、コンピュータビルの工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

証券事業 証券業、証券業付随業務等

その他の事業 投資事業組合・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は5,230百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第 1 四半期連結会計期間に着手した請負契約から、当第 2 四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、当第 2 四半期連結累計期間における情報サービス事業の売上高は514百万円増加し、営業利益は118百万円増加しております。

4 不動産証券化事業をはじめとする金融サービス事業からの撤退に伴い、当第 2 四半期連結累計期間より同事業をその他の事業として表示しております。これにより、当第 2 四半期連結累計期間におけるその他の事業の売上高は695百万円増加し、営業損失は1,512百万円増加しております。それに併せて事業区分の記載順番の見直しを行ない、当第 2 四半期連結累計期間より「情報サービス事業」、「プリペイドカード事業」、「証券事業」、「その他の事業」の順番に変更いたしました。

5 当第 2 四半期連結累計期間において、CSKファイナンス(株)(現社名 ゲン・キャピタル(株))及び同社の連結子会社である(株)CVCビジネス、ゲン・アセット(株)、匿名組合43社並びに他 4 社の連結子会社を連結の範囲から除外したことにより、金融サービス事業における資産の金額が、前連結会計年度と比べ103,664百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第 2 四半期連結会計期間(自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)及び当第 2 四半期連結会計期間(自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)並びに前第 2 四半期連結累計期間(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)及び当第 2 四半期連結累計期間(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第 2 四半期連結会計期間(自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)及び当第 2 四半期連結会計期間(自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)並びに前第 2 四半期連結累計期間(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)及び当第 2 四半期連結累計期間(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

満期保有目的の債券で時価のあるもの及びその他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)			
種類	四半期 連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)国債・地方債	21,000	21,232	232
(2)社債			
(3)その他			
合計	21,000	21,232	232

2 その他有価証券で時価のあるもの

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)			
種類	取得原価 (百万円)	四半期 連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1)株式	2,015	1,994	21
(2)債券			
国債・地方債	10	10	0
社債	100	98	1
その他			
(3)その他	8,028	7,873	154
合計	10,153	9,976	177

(注) 「(3)その他」には、投資信託への出資を含めております。

前連結会計年度末(平成21年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)			
	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1)国債・地方債	23,968	24,165	197
	(2)社債 (3)その他			
	小計	23,968	24,165	197
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1)国債・地方債			
	(2)社債 (3)その他			
	小計			
合計		23,968	24,165	197

2 その他有価証券で時価のあるもの

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)			
	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	4,267	6,050	1,783
	(2)債券 国債・地方債 社債 その他			
	(3)その他	5,255	5,306	50
	小計	9,522	11,356	1,834
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	3,376	2,387	989
	(2)債券 国債・地方債 社債 その他	10 100	10 92	0 7
	(3)その他	4,244	3,177	1,067
	小計	7,730	5,666	2,064
合計		17,253	17,023	230

(注) 「(3)その他」には、投資信託への出資を含めております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日現在)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

当社及び連結子会社はストック・オプションの付与を行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)
130.58円	251.40円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)
純資産の部の合計額(百万円)	15,475	25,247
普通株式に係る純資産額(百万円)	10,480	20,176
差異の主な内訳(百万円)		
新株予約権	467	
少数株主持分	4,528	5,070
普通株式の発行済株式数(千株)	80,290	80,290
普通株式の自己株式数(千株)	33	32
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	80,256	80,257

2 1株当たり四半期純損失金額

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 210.30円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失 であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 730.37円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失 であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	15,517	58,617
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	15,517	58,617
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	73,787	80,257
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 159.57円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	1株当たり四半期純損失金額 555.80円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	12,285	44,606
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	12,285	44,606
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	76,991	80,257
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

株式会社CSKホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本和夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田裕之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CSKホールディングス及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

株式会社CSKホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷伸太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井出隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田裕之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社CSKホールディングス及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。